

議案第 74 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 35 号中「次号から第 38 号まで、第 40 号の 3、第 40 号の 4、第 41 号、第 42 号及び第 47 号において」を「以下」に改め、同号ア中「次号から第 38 号まで、第 40 号の 3 及び第 40 号の 4 において」を「以下」に改め、同号ア(7)中「、次号」を「から第 36 号の 2 まで」に改め、同号ア(4)中「この号、次号、第 40 号の 3、第 40 号の 4 及び第 41 号において」を削る。

別表第 36 号の次に次のように加える。

(36) の 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	1 件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (7) 一戸建ての住宅 24,000 円 (4) 総戸数が 5 戸以内の共同住宅等 38,000 円 (5) 総戸数が 5 戸を超え 10 戸以内の共同住宅等 58,000 円 (6) 総戸数が 10 戸を超え 25 戸以内の共同住宅等 92,000 円 (4) 総戸数が 25 戸を超え 50 戸以内の共同住宅
---	--

	<p>等 142,000円</p> <p>(a) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 212,000円</p> <p>(b) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 356,000円</p> <p>(c) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 449,000円</p> <p>(d) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 511,000円</p> <p>イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 73,000円</p> <p>(2) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 161,000円</p> <p>(3) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 253,000円</p> <p>(4) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 494,000円</p> <p>(5) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 879,000円</p> <p>(6) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,506,000円</p> <p>(7) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 2,783,000円</p> <p>(8) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 3,977,000円</p> <p>(9) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 4,875,000円</p>
--	--

別表第38号の次に次のように加える。

(38) の 2 長期優良住宅の	1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ
------------------	--------------------------

<p>普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>れ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額）を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 第36号の2アに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ ア以外の場合 第36号の2イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
--	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴う新たな事務に係る手数料を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。